

区内保育施設
在園児童の保護者の皆様へ

世田谷区 保育部長 知久 孝之

保育所等の休園の取り扱いについて

日頃より、世田谷区の保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

保護者の皆様には、保育の利用に際し、大変なご不便をおかけしていることに改めて、お詫び申し上げますとともに、保育所等の休園対応にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

区では、国の緊急事態宣言を踏まえ、保育所等を5月6日（水）まで休園するとともに応急保育を実施しております。

5月7日（木）以降の保育所等の取り扱いについてですが、保護者の皆様に早い段階でお示しし、対応を検討していただく時間が必要であるということと、この間も区内における新型コロナウイルス感染症の鎮静化も確認できないということを踏まえまして、区として、当面の間、保育所等を再開することは難しいと判断し、5月7日（木）～5月31日（日）まで区内保育所等の休園（延長保育・一時保育・休日保育・定期利用保育を含む）を延長することといたしました。詳細については、下記をご確認ください。

ただし、従来の休園中の取扱いどおり、社会生活を維持するうえで必要なサービスに従事している等の保護者の方につきましては、「応急保育」を実施いたします。

引き続き、ご不便をおかけすることとなり、大変申し訳ありませんが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 休園期間（延長保育・一時保育・休日保育・定期利用保育を含む）について

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）までとします。

なお、休園中であっても就業先との調整が必要な期間中は、保育を継続いたします。

（注）緊急事態宣言が5月31日（日）までに解除となった場合でも上記の休園は実施いたします。

2 応急保育の対象の方

○**保護者が**医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事している方

○ひとり親家庭などで仕事を休むことで著しく普段の生活に影響をきたすと考えられる保護者の方

※1 在宅勤務の方は応急保育のご利用はお控えください。個別の事情等がある場合は

通われている園にご相談ください。

※2 上記以外の場合でも家庭での保育が難しく、個別の事情等がある場合は、通われている園にご相談ください。

3 休園の対象施設

区立保育園、私立保育園、地域型保育事業、私立認定こども園（幼稚園型認定こども園の幼稚園枠を除く）、認証保育所、保育室、保育ママ

4 「応急保育」の手続きについて

「応急保育」が必要な場合は、施設にご相談ください。

5 応急保育中の給食について

施設にお問い合わせください。

6 今後について

○応急保育を行っている際に、園で感染者が発生した場合は応急保育を停止します。

○6月1日以降の対応に関しては、国の緊急事態宣言の継続の有無や区内の新型コロナウイルス感染状況、保育所等の体制等を再度確認したうえで、慎重に判断し、5月20日頃を目途に改めてお知らせいたします。

7 その他

(1) 休園期間が長くなりますので、期間中のご家庭での子育てについて不安や心配なこと、困りごとがありましたら、お通いの園にご相談ください。なお、区からお通いの保育所等へ休園期間中のお子さまの健康状況等についての確認をお願いしておりますので、園から連絡があった際にはご協力をお願いいたします。

(2) 保育料の取り扱いについては、区ホームページでご案内しております。

【区ホームページ掲載場所】

ホーム>目次から探す>区政情報>区の紹介・統計情報>区の紹介>区からのお知らせ>新型コロナウイルス感染症の影響による認可外保育施設等の保育料の取扱い

【担当】

世田谷区保育部保育認定・調整課

認可外保育施設担当 電話 03-5432-2313